



これからの農村の役割りと環境整備

最近の農村では、テレビなどの電化製品、自動車などの耐久消費財の普及率は都市並である。反面、農作業に従事する者の姿は、老人と婦人で、めっきり若者は減ってきた。また嫁きさんが叫ばれて久しいが、現代の農村生活はそんなに魅力にとぼしいものであろうか。原因は沢山ある。しかし、これからの農村の役割を考えることにより、その対策は自から立つはずである。国や県市町村の新しい試みの紹介を通じてもう一度農村を振り返ってみよう。

## 農村の変貌

### 1 農村の就業人口

本県における農村の就業人口は昭和四十年の三十四万六千人が昭和四十七年においては二十八万七千人へと一八%の減少をみており、質的には、兼業化の進展や農業従業者の高齢化、婦女子化が著るしく、兼業農家率も七四%

### 2 農村の生活様式

昭和四十五年度における全国統計によると、乗用車は農家二二%、非農家二二%、テレビは農家九二%、非農家九〇%、電機洗濯機は農家九一%、非農家九二%の普及率で都市とあまり変わらない水準に達している。このような生活様式の都市化は、テレビ局を通じる情報のはんらんとも相まって、農村住民の意識の都市化をもたらした。このことは乗用車の普及が道路整備への要求となり、生活排水や生活廃棄物の増大が下水道やごみ処理施設への要請となって現われるなど、農村における生活環境の立ち遅れに対する強い格差是正要求となって現われている。

### 3 農村の生活環境施設

全国における市町村道の舗装率は、都市の一九%、農村の五%、水道の普及率は、都市の九二%、農村の六二%（本県の場合、農村と都市の区分統計がない。）となっている。また、農村

におけるガスや下水道の普及率は極めて低く、し尿処理、廃芥処理等の施設については、ほとんど皆無に等しい。医療関係においても病院、薬局、医師等の配置密度は都市の半程度であり、学校、図書館等の文教施設、社会福祉施設等の遅れも著るしい。

## 農村の役割

### 1 農村は精神のふる里

農村は経済的にみれば、国内市場として重要な役割を果しているほか、ともすれば精神の荒廃をまねき易い現代の社会状況下において、安定層としての農家を中核として健全な社会を維持していく社会的役割が大きい。今後経済社会が安定していくためには過疎問題を解消し、都市と農村が共存してできるだけ均質構造をもって地域社会を築くことが必要であり、都市と農村とが有機的関連をもって発展していくことが重要である。このような面からみると、農村は全住民にとって、精神のふる里とよぶべき重要な地域社会であり、そのためには豊かで住みよい農村建設が強く叫ばなければならないのである。

### 2 生活の場としての農村社会

一方過疎の具体的例にふれて考えるとき、農村には農業により所得を確保したい農業従事者が多数おり、これらの人達には、在宅通勤により兼業所

得を増大させる道をひらきつつ、生活の場としての農村社会を維持するよう措置することが必要であり、このことは専ら農業に従事し、農村で生活を確保する者にとっても、深い相関が生じてくるのであって総じて産業者としての自覚の上にも人間性豊かな生活の条件を与えることが人口定着を促す重要な決め手となるであろうことは自明である。

## 農村の整備

この考え方にに基づき、これからの農村に対する対策の捉え方として、農村を農業生産活動の場としてのみならず、農村人の存在を人間性豊かな人格として考えしかも領域を健全に住みよい生活空間として育てていく必要がある。このような前提に立ち、従来考えられてきた農業という経済の側面からのとらえ方から、農村としてのとらえ方が最近になって開光をあびるようになった。この思想は、昭和二十五年頃から新しい動きとして提唱され、生き続けてきたものであるが、高度成長の華々しいかげに、今日まで目の見なかつたのである。高度成長のひづみが激しくなつて改め、この思想の重要性が認識されたものと云つても過言ではあるまい。

そこで農村整備の具対策として、現在取り組んでいる幾つかの事業について、紹介してみよう。

### 1 農村総合整備モデル事業

まだ国の予算が国会を通過したばかりで実施要領などの具体的内容が示されないで深く立ち入って説明することはできないがその概要を農林大臣が記者に発表した資料に基づき紹介してみよう。

(1) 新年度発足が予定される国土総合開発庁（仮称）の指導の下に、市町村が農村総合整備計画を策定し、この計画に基づいて各省所管の関係予算の調整を行なう。

(2) 農林省においては、この計画に基づき市町村等が行なう農村総合整備モデル事業について助成（国庫補助率五〇%）指導する。第一次計画としての五ヶ年間の総事業費率は三千二百億円（一地区当り八億円四百地区）をメドとしている。

(3) 事業の内容は農業生産基盤の整備のほか、農村環境（集落道路、生活排水施設、農産物廃棄物処理施設等）の整備を行なう。

(4) 昭和四十八年度の予定としては、初年度でもあり、さし当たり五十地区の計画樹立、地区の着工をしたいと考えている。

(5) 補助金については、市町村の負担となるが、これについては起債を充てることで、自省と接衝が行なわれている。

以上が最近までに入手した事業の概

要である。具体的内容については五月頃までに実施基準が示されることになっている。

### 2 自然休養村整備事業

農漁村がもっている自然景観と農林漁家ももっている樹園地、養殖施設などの農地や施設を都市生活者の自然に親しむレクリエーションの場として提供することにより、農林漁家の所得の向上と就業機会の増大を図り、併せて自然環境保全を行なえば一石二鳥ではないかという発想に基づいて考えだされたのが自然休養村整備事業である。県内の農漁村の中でも特に自然景観に恵まれた市町村は阿蘇、矢部、球磨、戸北、天草などがあり、条件を満たす市町村も多く、自然休養村指定希望も多数にのぼっている。

昭和四十六年七月国の自然休養村整備実施要領が制定され、県内では早くより要望がでていた天草郡大矢野町と鹿本郡菊鹿町が指定された。

#### (1) 指定要件

指定候補市町村は、まず国の補助によって市町村内の調査を行ない、他の観光との調和を図り、農林漁家の経営が営まれるための整備計画を立て、適当な計画市町村が承認されることとなっている。

#### (2) 整備計画の基本的事項

イ 基本構想  
ロ 就業改善、所得の安定向上及び